ロ　産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の措置を不適用とする措置について、次の見直しを行う。（第四十二条の十二の六関係）

(イ)　継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上（改正前：百分の一以上）に引き上げる。

(ロ)　対象となる事業年度を、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しない事業年度（改正前：継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しない事業年度）とする。

(9)　特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度を次のとおり創設する。（第十条の五の六、第四十二条の十二の七関係）

イ　青色申告書を提出する事業者が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウエアで、産業競争力強化法に規定する特定生産性向上設備等（その事業者が同法の改正法の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間内に産業競争力強化法の確認を受けたものに限る。）に該当するもののうち一定の規模のもの（以下「特定機械装置等」という。）の取得等をする場合において、その確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に、その特定機械装置等の取得等をして、国内にあるその事業者の事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の百分の七（建物、建物附属設備及び構築物については、百分の四）相当額の特別税額控除との選択適用ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の百分の二十相当額を限度とし、同法の認定に係る認定事業適応事業者であるものの税額控除限度超過額については三年間の繰越しができる。

ロ　本制度は、事業者（中小企業者等（中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除く。）を除く。）の次に掲げる要件のいずれかに該当しない事業年度については、適用しない。ただし、その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であって、その事業年度の所得の金額がその前事業年度の所得の金額以下である一定の場合におけるその事業年度については、この限りでない。

(イ)　継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一以上（その法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又はその事業者の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、百分の二以上）であること。

(ロ)　ａに掲げる金額がｂに掲げる金額の百分の三十（その法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又はその事業者の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、百分の四十）相当額を超えること。

ａ　その事業者がその事業年度において取得等をした国内資産でその事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

ｂ　その事業者がその有する減価償却資産につきその事業年度においてその償却費として損金経理をした金額の合計額

(10)　法人税額等から控除される特別控除額の特例における特定税額控除規定を不適用とする措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（第十条の六、第四十二条の十三関係）

イ　特定税額控除規定に、重点産業技術試験研究を行った場合の特別税額控除制度に係る規定を加える。

ロ　継続雇用者給与等支給額に係る要件を継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一以上（改正前：継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること）とし、その法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又はその事業者の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置を継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上（改正前：百分の一以上）とする。

ハ　次に掲げる特定税額控除規定については、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しない場合（改正前：継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しない場合）に、不適用とする。

(イ)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の税額控除に係る規定

(ロ)　生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度のうち生産工程効率化等設備を取得した場合の措置の税額控除に係る規定

(11)　土地の譲渡等がある場合の特別税率及び短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率について、適用停止措置の期限を三年延長する。なお、土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）について、次の見直しを行った上、その期限を三年延長する。（第六十二条の三、第六十三条関係）

イ　適用対象から密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区の区域内における同法に規定する認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の同法に規定する認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものを除外する。

ロ　適用対象に承認地域経済牽引事業用地整備を行う承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。

ハ　適用対象となるマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。

(イ)　マンションの再生等の円滑化に関する法律の買取請求等に基づく一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する土地等（隣接施行敷地権に係るもの及び施行底地権に係るものを除く。）の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該マンション再生事業の用に供されるものを適用対象とする。

(ロ)　一定の延べ面積以上のマンションが建築される一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する隣接施行敷地権に係る土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該マンション再生事業の用に供されるものを適用対象とする。

ニ　適用対象となるマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、マンションの再生等の円滑化に関する法律の売渡し請求に基づくマンション等売却事業（当該マンション等売却事業に係る認定除却等計画等に、マンションを除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるものに限る。）を実施する者に対する土地等の譲渡等で当該譲渡等に係る土地等が当該マンション等売却事業の用に供されるものを適用対象とする。